

令和5年度

【東京都】家庭における蓄電池導入促進事業 (災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業)

申請期間

令和5年6月30日～ 令和10年3月31日

執行団体

公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
(クール・ネット東京)

蓄電池を都内の住宅に設置する方への補助金！



最大 1,500万円 の補助！

※太陽光と合わせて設置する場合（要件等、詳細は手引き参照）

助成対象者

- ・助成対象機器の所有者
- ・マンション管理組合の管理者および管理組合法人、住宅供給事業者

※リース等の場合は、リース事業者等が助成対象者

助成率と上限額

助成率：助成対象経費の3/4

<太陽光発電システムが4kW以上の場合>

以下のうちいずれか小さい額（最大1,500万円）

- ①蓄電容量（6.34kWh以上）：15万円/kWh 【100kWh未満】
- ②蓄電容量（6.34kWh未満）：19万円/kWh 【上限95万円】
- ③太陽光発電システムの発電出力：30万円/kW 【上限1,500万円】

<太陽光発電システム4kW未満か、太陽光の出力が分からない場合>

以下のうちいずれか小さい額

- ①蓄電容量（6.34kWh以上）：15万円/kWh 【上限120万円】
- ②蓄電容量（6.34kWh未満）：19万円/kWh 【上限95万円】

上限額

本資料は申請の手引きの概要をまとめたものです。必ず手引き等をご確認下さい。

補助金名称	【東京都】令和5年度 家庭における蓄電池導入促進事業 (災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業)	
交付申請期間	【事前申込】令和5年5月29日～ 【交付申請】令和5年6月30日～令和10年3月31日	
事業概要	蓄電池システムを都内の住宅に設置する方に対して、その経費の一部を助成	
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する対象機器を都内の住宅に設置する個人又は法人 ・所有する対象機器を他の者の東京都内の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人 ・マンション管理組合の管理者および管理組合法人、住宅供給事業者 	
(補足)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都以外に居住していても、都内に対象機器を設置する場合は申請可 ・助成対象住宅に当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ていること 	
助成対象機器と要件(P5-6)	<p>以下の要件を全て満たすもの</p> <p>ア)蓄電容量1kWh当たりの機器費が20万円以下であること</p> <p>イ)国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」)により登録されているものであること ※SIIホームページ: https://sii.or.jp/</p> <p>ウ)対象機器を購入した際の領収書の日付が、令和5(2023)年4月1日から令和10(2028)年3月31日までのものであること</p> <p>エ)都内の住宅に新規に設置された機器であること</p> <p>オ)未使用品であること</p> <p>カ)対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用されていること</p>	
(補足)	<p><申請可能な条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器から供給される電力を使用する場合 ・蓄電池システムを電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合 <p><申請不可の条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器から供給される電力を使用する場合(住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため) 	
助成対象経費	機器費、工事費 ※付帯設備(キュービクル、計測・表示装置等)は除く	
助成率と上限額(P7)	<p>助成率：助成対象経費の4分の3</p> <p>上限額</p> <p><太陽光発電システムが4kW以上の場合></p> <p>以下のうちいずれか小さい額(最大1,500万円)</p> <p>①蓄電容量(6.34kWh以上):15万円/kWh【100kWh未満】</p> <p>②蓄電容量(6.34kWh未満):19万円/kWh【上限95万円】</p> <p>③太陽光発電システムの発電出力:30万円/kW【上限1,500万円】</p> <p><太陽光発電システムが4kW未満か、太陽光の出力が分からない場合></p> <p>以下のうちいずれか小さい額</p> <p>①蓄電容量(6.34kWh以上):15万円/kWh【上限120万円】</p> <p>②蓄電容量(6.34kWh未満):19万円/kWh【上限95万円】</p>	
事業の流れ(P1-2,8-10)	1. 事前申込	▶購入、契約前に行うこと
	2. 契約締結・工事着工	▶事前申込受付通知日以降に行うこと
	3. 交付申請兼実績報告	▶手続代行可 ▶交付申請受付期間：以下のいずれか早い日まで ①事前申込が受理された日から1年以内 ②助成対象経費領収日から180日以内 ③令和10年3月31日
	4. 審査・交付決定	
	5. 助成金支払	交付決定通知書の送付から1～2か月程度後に振込
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・リース等により対象機器を設置した場合は、当該機器の所有権を有するリース等の事業者を助成対象者とする ・助成対象経費について、本助成金以外に都及び公社の他の同種の助成金に交付を重複して受給しないこと 	
問い合わせ先	公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 蓄電池担当 【TEL】03-6659-3409 [受付時間]平日 9時～17時(12時～13時を除く)	
ホームページ	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi-r05	

※()内の数字は、手引きの該当ページ